

令和7年度版

家庭ごみの出し方

○ごみは夜出さず、収集日の朝8時までにしてください。(ごみの収集は朝8時から始まります。)

○指定袋は、口をしっかりと結んで出してください。(ひもやガムテープ等は、使用しないこと。)

※あなたの収集日(曜日)を記入しましょう。

燃えるみ		毎週 曜日
燃えないみ		毎月 第3回 曜日
資源ごみ		水曜日
収集場所に出せないごみ		

家庭ごみは自己搬入することができます。(ごみの種類ごとに料金を徴収いたします。)

詳しい分別方法については、ごみ分類表を参照してください。

十和田市まちづくり支援課 ☎ (0176) 51-6726

十和田地域広域事務組合 ☎ (0176) 28-2654

(十和田ごみ焼却施設・十和田粗大ごみ処理施設)

問い合わせ先

令和7年度家庭ごみ収集日程表 (2025年4月1日～2026年3月31日) ～旧十和田湖町地区～

燃えるごみの収集日程

(12月31日～1月4日を除いて、祝日・休日も収集します。)

収集地区名	曜日
<沢田地区> 芦名沢、篠沢山開拓、館、深堀、向村、水尻、二ツ家、田屋、太田、太田川原、下洗、三日市 <奥瀬地区> 大畑野、栃久保、高田、立石、生内、仙ノ沢開拓、冷水、道交、中川原、下川目、仙ノ沢、上川目、新川原、小沢口、中ノ渡 ※12月は30日まで、1月は6日から収集します。	毎週火・金
<焼山地区> 焼山、十和田湖温泉郷、第二温泉郷 <法量地区> 沢沢、片貝沢、百目木、漆畑、山口、両泉寺、法量、中里、鳥谷附、山屋、川代、段ノ台、新田、川口、府金、蓬畑、長沢 ※12月は29日まで、1月は5日から収集します。	毎週月・木

～ごみ処理施設への直接搬入～
 ごみの種類ごとに計量・精算しますので、分別して搬入してください。
 料金(平成24年4月1日改正)
 家庭ごみ 10kgごとに 20円
 事業系一般ごみ 10kgごとに 100円
 受付時間: 午前8時30分～午後4時30分
 受付日: 祝日・休日を除く毎週月～土曜日
 ※12月29日～1月3日は休業日

日曜日の受付日					
4月6日	8月3日	12月7日			
5月4日	9月7日	1月4日			
6月1日	10月5日	2月1日			
7月6日	11月2日	3月1日			
令和7年度の追加受付日					
12月28日	3月22日				

1月の収集日にご注意ください!
 1月の、「燃えないごみ」と「資源ごみ」の収集日程は次のとおりです。
 第1の曜日は、5日(月)～9日(金)
 第2の曜日は、12日(月)～16日(金)
 第3の曜日は、19日(月)～23日(金)
 第4の曜日は、26日(月)～30日(金)

1月の燃えないごみ・資源ごみカレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

燃えないごみの収集日程

※12月20日～1月18日は収集しません。

収集地区名	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<沢田地区> 芦名沢、篠沢山開拓、館、深堀、向村、水尻、二ツ家、田屋、太田、太田川原、下洗、三日市 <奥瀬地区> 大畑野、栃久保、高田、立石、生内、仙ノ沢開拓、冷水、道交、中川原、下川目、仙ノ沢、上川目、新川原、小沢口、中ノ渡 <焼山地区> 焼山、十和田湖温泉郷、第二温泉郷 <法量地区> 沢沢、片貝沢、百目木、漆畑、山口、両泉寺、法量、中里、鳥谷附、山屋、川代、段ノ台、新田、川口、府金、蓬畑、長沢	第3回目の月	21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16
	第3回目の金	18	16	20	18	15	19	17	21	19	23	20	20

資源ごみの収集日程

※12月25日～1月6日は収集しません。

収集地区名	種類	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<沢田地区・奥瀬地区・焼山地区・法量地区>	缶・プラスチック	第1回目の水	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
	紙	第2回目の水	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	11	11
	プラスチック	第3回目の水	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18
	びん	第4回目の水	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25

粗大ごみの収集日程 (市の事前予約の場合)

粗大ごみの出し方 (有料)	収集地区	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※粗大ごみは、収集場所に出さないでください。 ◎自分でごみ処理施設に搬入できる場合…10kgごとに20円 ◎自己搬入できない場合…①か②の収集運搬 ①市による収集運搬(要予約) 十和田市まちづくり支援課窓口で処理券を購入し、収集日を予約してください。 ・一辺の最大の長さが120cm未満のもの1個につき 500円(税抜) ・一辺の最大の長さが120cm以上のもの1個につき 1,000円(税抜) ②一般廃棄物処理業許可業者による収集運搬(直接ご依頼ください)	焼山地区・奥瀬地区・法量地区 (十和田湖町地区を除く)	第1回目の水	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
		第2回目の水	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	11	11
		第3回目の水	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18
		第4回目の水	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25

守ろう!ごみを出すときの3つのルール

- ルール1** ごみの区分ごとに正しく分別して、指定のごみ袋で出してください。
- ルール2** お住まいの地域の決められた収集場所へ出してください。
- ルール3** 必ず収集日当日の朝8時までに出してください。

生ごみの水切りにご協力を!!

生ごみの水切りによって、ごみ減量と経費削減につながりますので、ご協力をお願いします。

不法投棄は犯罪です。

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処されることがあります。



ごみが残されていたときは?

・黄色いシールが貼られていませんか? 指定日以外に出している、分別が間違っているなど、収集しない理由をシールでご確認ください。次の指定日に出しなおす際は、袋を替えて出すか、シールを切り取り、切り口をガムテープ等で補修してください。シールが貼られた状態では収集されません。
 ・指定日の朝8時以降にごみを出していませんか? 収集は朝8時から始まりますので、必ず朝8時までにごみを出してください。なお、収集時刻は天候やごみの量などにより、いつも同じとは限りません。ご理解とご協力をお願いします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS ごみの減量とリサイクルに取り組もう!



◎この印刷物は古紙を配合した再生紙を使用しております。